

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

第5回理事会資料

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

「第5回理事会」次第

1 議 題

- (1) 令和元年度収入支出決算見込について
- (2) 令和2年度役員選出(案)について
- (3) 中央区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正について

2 報 告

- (1) 令和元年度要望事項(マンホールトイレ設置の要望)の回答について

3 そ の 他

- (1) 令和2年度市連協会議の議題について
- (2) 千葉市あんしんケアセンター新千葉の移転・名称変更について
(地域包括ケア推進課)
- (3) 今後の日程等について

議題（１）令和元年度収入支出決算見込について

令和元年度の収入支出決算見込となります。詳細につきましては記載のとおりです。全体としては、収入額2,191,627円から支出額1,666,639円を差し引いた524,988円が令和2年度への繰越金となります。補助金としては、収入額1,422,000円に対して、支出額1,538,899円となり、収入額を上回っていますので、補助金の返金はありません。

収入支出決算書（見込）

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額	収入済額	摘 要
項	目	(A)		(B)	(C)	
補助金	区連協補助金	1,422,000		1,422,000	1,422,000	区連協：797,410円、地区連協：624,590円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負担金	負担金	281,682		281,682	255,682	64,841世帯×2円（地区連協負担金） 63名×2,000円（活動研修会参加者負担金）
繰越金	前年度繰越金	513,937		513,937	513,937	
雑収入	雑収入	8		8	8	預金利子
計		2,217,627	0	2,217,627	2,191,627	

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		当初予算額	補正予算額	予算現額 (A)	支出額 (B)	(B)のうち 補助対象経費	(B)のうち 補助対象外経費	予算残額 (A) - (B)	摘要 ※下線は、補助対象外経費
項	目								
交 付 金	地 区 連 協 交 付 金	624,590	0	624,590	624,590	624,590	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事 務 費	事 務 費	400,000	0	400,000	350,644	350,644	0	49,356	事務用品、町内自治会のしおり作成、 郵便代
会 議 費		142,000	0	142,000	126,825	126,825	0	15,175	
	総 会 費	124,000	0	124,000	112,616	112,616		11,384	総会資料作成、総会案内はがき代
	役 員 会 議 費	18,000	0	18,000	14,209	14,209	0	3,791	三役会・理事会費用
表 彰 費	表 彰 費	50,000	0	50,000	31,644	31,644	0	18,356	表彰者記念品代、表彰状(10名)
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	3,000	0	3,000	30,000	年賀名刺交換会会費(区連協会長)
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	0	502,000	458,936	334,196	124,740	43,064	視察研修費、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	0	104,000	71,000	71,000	0	33,000	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	362,037	0	362,037	0	0	0	362,037	
合 計		2,217,627	0	2,217,627	1,666,639	1,538,899	127,740	550,988	

【全体】

(収入額) (支出額) (残額)
 2,191,627円 - 1,666,639円 = 524,988円 (令和2年度へ繰越)

【補助金】

(収入額) (支出額)
 1,422,000円 < 1,538,899円

(参考)

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 (単位:円)

科 目		当初予算額		補正予算額		予算現額 (A)		支出額 (B)		予算残額 (A) - (B)		摘要
項	目	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費
交付金	地区連協 交付金	624,590	0	0	0	624,590	0	624,590	0	0	0	地域運営交付金を除く (第9、13、16地区)
事務費	事務費	400,000	0	0	0	400,000	0	350,644	0	49,356	0	事務用品、町内自治会のしおり 作成、郵便代
会議費		142,000	0	0	0	142,000	0	126,825	0	15,175	0	
	総会費	124,000	0	0	0	124,000	0	112,616		11,384	0	総会資料作成、総会案内はがき 代
	役員会議費	18,000	0	0	0	18,000	0	14,209	0	3,791	0	三役会・理事会費用
表彰費	表彰費	50,000	0	0	0	50,000	0	31,644	0	18,356	0	表彰者記念品代、表彰状(10名)
渉外費	渉外費	0	33,000	0	0	0	33,000	0	3,000	0	30,000	年賀名刺交換会会費(区連協会 長)
事業費	活動研修費	350,000	152,000	0	0	350,000	152,000	334,196	124,740	15,804	27,260	視察研修費、参加者昼食代
旅費	費用弁償	104,000	0	0	0	104,000	0	71,000	0	33,000	0	理事、監事の費用弁償
予備費	予備費	0	362,037	0	0	0	362,037	0	0	0	362,037	
小計		1,670,590	547,037	0	0	1,670,590	547,037	1,538,899	127,740	131,691	419,297	
合計		2,217,627		0		2,217,627		1,666,639		550,988		

議題（２） 令和２年度役員選出（案）について

「千葉市中央区町内自治会連絡協議会会則」第7条により、会長、副会長、会計の三役は、理事の互選により選出となっております。なお、新年度の会長につきましては、慣例により前年度の最終理事会で内定し、新年度の理事会で選出し、通常総会で承認を受けることとしております。また、同じく慣例により中央区連協会長は2年間ご就任いただいていることから令和2年度の会長は第21地区連協の長谷川会長としてよろしいか伺います。

さらに、通常総会議長、議事録署名人、監事についてはこれまでの輪番制に基づき、通常総会議長につきましては第5地区、議事録署名人につきましては第2地区及び都地区、監事につきましては第3地区、第27地区より選出していただくことにご同意いただけるか伺います。

最後に、松田顧問が1年間の任期を終えられましたので報告します。

【参 考】

1 千葉市中央区町内自治会連絡協議会歴代役員

年 度	会 長			副 会 長			会 計			
平成6年度	3	小山 三郎	4	黒川 博	16	作田 榮成	8	井谷 勝重	27	澤本 和夫
平成7年度	3	小山 三郎	16	作田 榮成	8	井谷 勝重	9	武井 雅光	13	小倉 豊
平成8年度	16	作田 榮成	8	井谷 勝重	9	武井 雅光	13	小倉 豊	45	植草 健二
平成9年度	16	作田 榮成	9	武井 雅光	45	植草 健二	13	小倉 豊	4	布施 豊
平成10年度	16	作田 榮成	9	武井 雅光	45	植草 健二	13	小倉 豊	4	布施 豊
平成11年度	16	作田 榮成	9	武井 雅光	45	植草 健二	13	小倉 豊	4	布施 豊
平成12年度	9	武井 雅光	13	小倉 豊	4	布施 豊	8	平山 哲也	27	長島 繁正
平成13年度	9	武井 雅光	8	平山 哲也	27	長島 繁正	21	宮澤 信一	45	佐藤 勇吉
平成14年度	9	武井 雅光	27	長島 繁正	21	宮澤 信一	45	佐藤 勇吉	13	秋元 利夫
平成15年度	27	長島 繁正	45	佐藤 勇吉	13	秋元 利夫	4	石橋 直	16	下池 孝
平成16年度	27	長島 繁正	45	佐藤 勇吉	13	秋元 利夫	16	下池 孝	8	笹本 榮一
平成17年度	45	佐藤 勇吉	16	下池 孝	8	笹本 榮一	21	田名 昭一	4	秋山 昌広
平成18年度	45	佐藤 勇吉	8	笹本 榮一	21	田名 昭一	4	秋山 昌広	15	吉田 武
平成19年度	8	笹本 榮一	21	田名 昭一	4	秋山 昌広	15	吉田 武	13	小菅 俊一
平成20年度	8	笹本 榮一	21	田名 昭一	13	小菅 俊一	5	市角 明	16	伊勢田 政員
平成21年度	16	伊勢田 政員	5	市角 明	4	花沢 順	13	長嶋 洋二	21	濱上 賢一
平成22年度	16	伊勢田 政員	5	市角 明	4	花沢 順	13	長嶋 洋二	21	濱上 賢一
平成23年度	5	市角 明	13	長嶋 洋二	21	濱上 賢一	4	石橋 邦彦	15	佐久間公忠
平成24年度	5	市角 明	13	長嶋 洋二	21	濱上 賢一	4	石橋 邦彦	15	倉又 幸也
平成25年度	13	長嶋 洋二	21	濱上 賢一	4	石橋 邦彦	15	倉又 幸也	2	永田 忠以
平成26年度	13	長嶋 洋二	4	石橋 邦彦	15	倉又 幸也	2	永田 忠以	27	工藤 昂二
平成27年度	4	石橋 邦彦	2	永田 忠以	27	工藤 昂二	21	長谷川 政美	5	松田 啓一
平成28年度	4	石橋 邦彦	27	工藤 昂二	5	松田 啓一	21	長谷川 政美	8	鈴木 喜久
平成29年度	5	松田 啓一	27	工藤 昂二	21	長谷川 政美	8	鈴木 喜久	16	五十嵐 秀雄
平成30年度	5	松田 啓一	21	長谷川 政美	8	鈴木 喜久	2	市原 敏夫	4	笠原 新一
令和元年度	21	長谷川 政美	8	鈴木 喜久	2	市原 敏夫	4	笠原 新一	16	石川 和利
令和2年度										

※数字は地区連番号

2 現理事就任年月日

地区連番号	理事氏名	就任年月日	地区連番号	理事氏名	就任年月日
第2地区	市原 敏夫	平成28年05月14日	第13地区	中山 三義	平成31年04月20日
第3地区	坂田 富男	平成31年04月29日	第15地区	竹下 登志成	令和1年05月18日
第4地区	笠原 新一	平成29年05月20日	第16地区	石川 和利	平成30年04月23日
第5地区	岩本 潤	令和1年05月17日	第21地区	長谷川 政美	平成26年05月10日
第8地区	鈴木 喜久	平成26年08月27日	第27地区	中上野 博武	平成30年04月22日
第9地区	武井 雅光	平成5年04月01日	第45地区	足立 幸則	平成28年05月08日

3 千葉市町内自治会連絡協議会歴代会長

年 度	会長氏名	区	年 度	会長氏名	区
平成7年度	田中 信夫	若葉区	平成20年度	豊田 洋祐	緑区
平成8年度	富田 稔	緑区	平成21年度	長倉 祐作	美浜区
平成9年度	田原 明	美浜区	平成22年度	伊勢田 政員	中央区
平成10年度	作田 榮成	中央区	平成23年度	原田 雅男	花見川区
平成11年度	小倉 一夫	花見川区	平成24年度	渡辺 志げ子	稲毛区
平成12年度	鈴木 数行	稲毛区	平成25年度	小川 善之	若葉区
平成13年度	仲田 銀	若葉区	平成26年度	大槻 勝三	緑区
平成14年度	伊藤 榮	緑区	平成27年度	遠山 孝行	美浜区
平成15年度	長倉 祐作	美浜区	平成28年度	石橋 邦彦	中央区
平成16年度	長島 繁正	中央区	平成29年度	原田 雅男	花見川区
平成17年度	片桐 勲	花見川区	平成30年度	鈴木 金作	稲毛区
平成18年度	長井 巧	稲毛区	令和元年度	小川 善之	若葉区
平成19年度	安達 満夫	若葉区	令和2年度		緑区

中央区連協 通常総会議長選出の実績

	年度	R2案	R1	30	29	28	27	26	25	24	23	22
2	末広中学校区					○						
3	葛城中学校区				○							
4	椿森中学校区			○								
5	緑町中学校区	◎	(30会長)									
8	新宿中学校区		○									
9	蘇我中学校区											○
13	生浜中学校区										○	
15	轟町中学校区											
16	松ヶ丘中学校区									○		
21	川戸中学校区								○			
27	星久喜中学校区							○				
都 地 区							○					

中央区連協 通常総会議事録署名人選出の実績

	年度	R2案	R1	30	29	28	27	26	25	24	23	22
2	末広中学校区	◎					○					○
3	葛城中学校区					○					○	(監事)
4	椿森中学校区				○	(会長)						○
5	緑町中学校区					○					○	
8	新宿中学校区				○					○		
9	蘇我中学校区			○						○		
13	生浜中学校区			○					○			
15	轟町中学校区											
16	松ヶ丘中学校区		○						○			
21	川戸中学校区							○				
27	星久喜中学校区		○				○	(議長)				
都 地 区		◎						○				

中央区連協 監事選出の実績

	年度	R2案	R1	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
2	末広中学校区		副会長	会 計	監 事		副会長	会 計	会 計	監 事			
3	葛城中学校区	監 事		監 事				監 事				監 事	
4	椿森中学校区		会 計	会 計		会 長	会 長	副会長	副会長	会 計	会 計	副会長	副会長
5	緑町中学校区			会 長	会 長	副会長	会 計 監 事			会 長	会 長	副会長	副会長
8	新宿中学校区		副会長	副会長	会 計	会 計				監 事			監 事
9	蘇我中学校区		監 事			監 事				監 事		監 事	
13	生浜中学校区		監 事		監 事			会 長	会 長	副会長	副会長	会 計	会 計
15	轟町中学校区							副会長	会 計	会 計	会 計		
16	松ヶ丘中学校区		会 計		会 計	監 事		監 事			監 事	会 長	会 長
21	川戸中学校区		会 長	副会長	副会長	会 計	会 計		副会長	副会長	副会長	会 計	会 計
27	星久喜中学校区	監 事			副会長	副会長	副会長	会 計	監 事				監 事
都 地 区				監 事			監 事				監 事		

議題(3) 中央区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱の一部改正について

【改正経緯】

別紙市連協会議資料「地区町内自治会連絡協議会交付金（地区連協交付金）の取扱いの明確化について」にあるとおり、地区連協交付金については市からの直接的な補助金ではないものの、その性質上、区町内自治会連絡協議会運営補助金（区連協補助金）に準じた取扱いが求められるため、令和2年度から、対象経費（使途）を定め、事業報告書及び収支決算書等（任意書式）のご提出に加え、領収書等の確認を行うこととなったため、令和2年4月1日からの運用に合わせ要綱を一部改正するものです。また、一部改正に合わせて、軽微な誤表記等を修正するものです。

【新旧対照表】

旧	新
<p>(交付対象)</p> <p>第2条 交付金の交付対象は別表1のとおりとする。ただし、千葉市地域運営交付金交付要綱第6条の規定に基づき、同要綱第2条に定める補助対象団体で、千葉市地域運営交付金の交付を受ける場合は、交付金の交付対象から除くものとする。</p>	<p>(交付対象<u>地区等</u>)</p> <p>第2条 交付金の<u>交付対象地区</u>は別表1のとおりとする。ただし、千葉市地域運営交付金交付要綱第6条の規定に基づき、同要綱第2条に定める補助対象団体で、千葉市地域運営交付金の交付を受ける場合は、交付金の交付対象から除くものとする。</p> <p>2 <u>交付金の交付の対象となる事業は、地区町内自治会連絡協議会の運営及び事業並びに単位町内自治会との連絡調整とし、交付対象経費及び交付対象外経費は、別表2のとおりとする。</u></p>
<p>(交付基準)</p> <p>第3条 地区連協に対する交付金は、当該地区連協が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表2のとおりとする。</p>	<p>(交付基準)</p> <p>第3条 地区連協に対する交付金は、当該地区連協が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、<u>別表3</u>のとおりとする。</p>
<p>(交付決定通知および交付時期)</p> <p>第5条 中央区連協会長が、交付金の交付を決定し地区連協に通知するときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。</p> <p>また、中央区連協は様式第2号による通知後、速やかに交付金の交付を行うこととする。</p>	<p>(交付決定通知<u>及び</u>交付時期)</p> <p>第5条 中央区連協会長が、交付金の交付を決定し地区連協に通知するときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。</p> <p>また、中央区連協は様式第2号による通知後、速やかに交付金の交付を行うこととする。</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第6条 地区連協は事業等が完了し中央区連協会長に報告しようとするときは、地区町内自治会</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第6条 地区連協は事業等が完了し中央区連協会長に報告しようとするときは、地区町内自治会</p>

<p>連絡協議会交付金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付して中央区連協会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 収支決算書</p>	<p>連絡協議会交付金実績報告書（様式第3号）に次の書類を添付して中央区連協会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業報告書 (2) 収支決算書 <u>(3) その他中央区連協会長が必要と認めるもの。</u></p>																								
<p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和2年〇月〇日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p>																								
<p>別表1 交付対象（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="153 846 765 1444"> <tr><td>地区連協名</td></tr> <tr><td>末広中学校区（第2地区）</td></tr> <tr><td>葛城中学校区（第3地区）</td></tr> <tr><td>椿森中学校区（第4地区）</td></tr> <tr><td>緑町中学校区西千葉地区（第5地区）</td></tr> <tr><td>新宿中学校区（第8地区）</td></tr> <tr><td>蘇我中学校区（第9地区）</td></tr> <tr><td>生浜中学校区（第13地区）</td></tr> <tr><td>松ヶ丘中学校区（第16地区）</td></tr> <tr><td>川戸中学校区（第21地区）</td></tr> <tr><td>星久喜中学校区（第27地区）</td></tr> <tr><td>都地区（第45地区）</td></tr> </table>	地区連協名	末広中学校区（第2地区）	葛城中学校区（第3地区）	椿森中学校区（第4地区）	緑町中学校区西千葉地区（第5地区）	新宿中学校区（第8地区）	蘇我中学校区（第9地区）	生浜中学校区（第13地区）	松ヶ丘中学校区（第16地区）	川戸中学校区（第21地区）	星久喜中学校区（第27地区）	都地区（第45地区）	<p>別表1 交付対象地区（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="796 846 1408 1444"> <tr><td>地区連協名</td></tr> <tr><td>末広中学校区（第2地区）</td></tr> <tr><td>葛城中学校区（第3地区）</td></tr> <tr><td>椿森中学校区（第4地区）</td></tr> <tr><td>緑町中学校区西千葉地区（第5地区）</td></tr> <tr><td>新宿中学校区（第8地区）</td></tr> <tr><td>蘇我中学校区（第9地区）</td></tr> <tr><td>生浜中学校区（第13地区）</td></tr> <tr><td>松ヶ丘中学校区（第16地区）</td></tr> <tr><td>川戸中学校区（第21地区）</td></tr> <tr><td>星久喜中学校区（第27地区）</td></tr> <tr><td>都地区（第45地区）</td></tr> </table>	地区連協名	末広中学校区（第2地区）	葛城中学校区（第3地区）	椿森中学校区（第4地区）	緑町中学校区西千葉地区（第5地区）	新宿中学校区（第8地区）	蘇我中学校区（第9地区）	生浜中学校区（第13地区）	松ヶ丘中学校区（第16地区）	川戸中学校区（第21地区）	星久喜中学校区（第27地区）	都地区（第45地区）
地区連協名																									
末広中学校区（第2地区）																									
葛城中学校区（第3地区）																									
椿森中学校区（第4地区）																									
緑町中学校区西千葉地区（第5地区）																									
新宿中学校区（第8地区）																									
蘇我中学校区（第9地区）																									
生浜中学校区（第13地区）																									
松ヶ丘中学校区（第16地区）																									
川戸中学校区（第21地区）																									
星久喜中学校区（第27地区）																									
都地区（第45地区）																									
地区連協名																									
末広中学校区（第2地区）																									
葛城中学校区（第3地区）																									
椿森中学校区（第4地区）																									
緑町中学校区西千葉地区（第5地区）																									
新宿中学校区（第8地区）																									
蘇我中学校区（第9地区）																									
生浜中学校区（第13地区）																									
松ヶ丘中学校区（第16地区）																									
川戸中学校区（第21地区）																									
星久喜中学校区（第27地区）																									
都地区（第45地区）																									
	<p>別表2 交付対象経費及び交付対象外経費（第2条関係） <u>（表は次ページ参照）</u></p>																								
<p>別表2 交付基準（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="153 1736 765 1982"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体割</td> <td>当該地区連協に属する町内自治会数×500円</td> </tr> <tr> <td>世帯割</td> <td>加入世帯数×10円</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助限度額	団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円	世帯割	加入世帯数×10円	均等割	20,000円	<p>別表3 交付基準（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="796 1736 1408 1982"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体割</td> <td>当該地区連協に属する町内自治会数×500円</td> </tr> <tr> <td>世帯割</td> <td>加入世帯数×10円</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交付限度額	団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円	世帯割	加入世帯数×10円	均等割	20,000円								
区 分	補助限度額																								
団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円																								
世帯割	加入世帯数×10円																								
均等割	20,000円																								
区 分	交付限度額																								
団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円																								
世帯割	加入世帯数×10円																								
均等割	20,000円																								

別表 2

交付対象経費及び交付対象外経費（第2条関係）

<p>交付対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 共済費 (2) 賃金 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 消耗品費 (6) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等に限る。) (7) 印刷製本費 (8) 通信運搬費 (9) 手数料 (10) 修繕料 (11) 筆排翻訳料 (12) 保険料 (13) 委託料(事業の全部を委託する場合を除く。) (14) 使用料及び賃借料 (15) 備品購入費 (16) 負担金、補助及び交付金
<p>交付対象外経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 役員に対する報酬(費用弁償を除く。) (2) 交際費(慶弔費、見舞金及び懇親会費等) (3) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。) (4) 事業の全部を委託する場合の委託料 (5) 寄附金 (6) 公租公課 (7) その他交付対象経費とすることが適当でないと中央区連協会長が認める経費

様式第1号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書

(あて先) 中央区町内自治会連絡協議会長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名 印

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

年度地区町内自治会連絡協議会交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請
します。

交付金の目的及び 内 容	地区町内自治会連絡協議会の活動及び運営に係る経費の補助
交付を受けようとする 交付金の額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 役員名簿 4 地区町内自治会連絡協議会会則

様式第1号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書

(あて先) 中央区町内自治会連絡協議会長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名 印

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

年度地区町内自治会連絡協議会交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請
します。

交付金の目的及び 内 容	町内自治会の振興及び育成を図るため、地区町内自治会連絡協 議会の運営及び事業並びに単位町内自治会との連絡調整に係る 経費の補助
交付を受けようとする 交付金の額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 役員名簿 4 地区町内自治会連絡協議会会則

様式第3号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書

(あて先) 中央区町内自治会連絡協議会長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名 印
(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

事業が終了いたしましたので、次のとおり報告します。

交付金交付決定額	
事業の経費精算額	
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書

様式第3号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書

(あて先) 中央区町内自治会連絡協議会長

申請者
住 所
団 体 名
代表者名 印
(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

事業が終了いたしましたので、次のとおり報告します。

交付金交付決定額	
事業の経費精算額	
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他中央区連協議会長が必要と認めるもの。

(案)

中央区地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱

(目的)

第1条 中央区町内自治会連絡協議会（以下「中央区連協」という。）会長は、町内自治会の振興及び育成を図るため、中央区内に所在する地区町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）に対して、この要綱に基づき、予算の範囲内において、地区町内自治会連絡協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付する。

(交付対象地区等)

第2条 交付金の交付対象地区は別表1のとおりとする。ただし、千葉市地域運営交付金交付要綱第6条の規定に基づき、同要綱第2条に定める補助対象団体で、千葉市地域運営交付金の交付を受ける場合は、交付金の交付対象から除くものとする。

2. 交付金の交付の対象となる事業は、地区町内自治会連絡協議会の運営及び事業並びに単位町内自治会との連絡調整とし、交付対象経費及び交付対象外経費は、別表2のとおりとする。

(交付基準)

第3条 地区連協に対する交付金は、当該地区連協が4月1日から翌年3月31日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表3のとおりとする。

2 交付基準における加入世帯数は、交付年度の前年度の3月31日を基準日とし、基準日時点で当該地区連協に属する町内自治会が把握している加入世帯数の合計とする。

(交付金の交付申請)

第4条 地区連協は、交付金の交付を申請しようとするときは、中央区連協会長が指定する日までに、地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、中央区連協会長に提出しなければならない。ただし添付書類の第1号及び第2号については、その内容を満たす地区連協の総会資料をもって替えることができるものとし、第4号については、前年の交付金交付申請時に提出したものと記載内容に変更がない場合は、添付を省略できるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員名簿
- (4) 地区町内自治会連絡協議会会則

(交付決定通知及び交付時期)

第5条 中央区連協会長が、交付金の交付を決定し地区連協に通知するときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

また、中央区連協は様式第2号による通知後、速やかに交付金の交付を行うこととする。

(案)

(実績報告)

第6条 地区連協は事業等が完了し中央区連協会長に報告しようとするときは、地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書(様式第3号)に次の書類を添付して中央区連協会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他中央区連協会長が必要と認めるもの。

(決定の取消し)

第7条 中央区連協会長は地区連協が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を第1条に掲げた目的に反する用途に使用したとき。

(3) 交付金の交付の内容またはこれに附した条件に違反したとき。

(4) 千葉市補助金等交付規則(昭和60年千葉市規則第8号)第4条の2各号に該当することが判明したとき。

2 前項の規定により交付金の決定の全部又は一部を取り消すときは、地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書(様式第4号)によるものとする。

(返還命令)

第8条 中央区連協会長は交付金の交付の決定を取り消した場合においては、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により交付金の返還を命ずるときは、地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書(様式第5号)によるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、中央区連協会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年〇月〇日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(案)

別表 1

交付対象地区 (第 2 条関係)

地区連協名
末広中学校区 (第 2 地区)
葛城中学校区 (第 3 地区)
椿森中学校区 (第 4 地区)
緑町中学校区西千葉地区 (第 5 地区)
新宿中学校区 (第 8 地区)
蘇我中学校区 (第 9 地区)
生浜中学校区 (第 13 地区)
松ヶ丘中学校区 (第 16 地区)
川戸中学校区 (第 21 地区)
星久喜中学校区 (第 27 地区)
都地区 (第 45 地区)

別表 2

交付対象経費及び交付対象外経費 (第 2 条関係)

交付対象経費	(1) 共済費
	(2) 賃金
	(3) 報償費
	(4) 旅費
	(5) 消耗品費
	(6) 食糧費 (会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等に限る。)
	(7) 印刷製本費
	(8) 通信運搬費
	(9) 手数料
	(10) 修繕料
	(11) 筆耕翻訳料
	(12) 保険料
	(13) 委託料 (事業の全部を委託する場合を除く。)
	(14) 使用料及び賃借料
	(15) 備品購入費
	(16) 負担金、補助及び交付金

(案)

交付対象外経費	(1) 役員に対する報酬(費用弁償を除く。)
	(2) 交際費(慶弔費、見舞金及び懇親会費等)
	(3) 食糧費(会議及び事業の実施に必要なお茶代、弁当代及び食材料費等を除く。)
	(4) 事業の全部を委託する場合の委託料
	(5) 寄附金
	(6) 公租公課
	(7) その他交付対象経費とすることが適当でないとして中央区連協会長が認める経費

別表3

交付基準(第3条関係)

区 分	交付限度額
団体割	当該地区連協に属する町内自治会数×500円
世帯割	加入世帯数×10円
均等割	20,000円

(案)

様式第1号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金交付申請書

(あて先) 中央区町内自治会連絡協議会長

申請者

住所

団体名

代表者名

印

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

年度地区町内自治会連絡協議会交付金の交付を受けたいので、次のとおり申請
します。

交付金の目的及び 内 容	<u>町内自治会の振興及び育成を図るため、地区町内自治会連絡協議 会の運営及び事業並びに単位町内自治会との連絡調整に係る経費 の補助</u>
交付を受けようとす る交付金の額	円
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 役員名簿 4 地区町内自治会連絡協議会会則

(案)

様式第2号

申請者

中央地区町内自治会連絡協議会

会 長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった 年度地区町内自治会連絡協議会交付金について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

中央区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額	円
交 付 条 件	1 町内自治会の振興及び育成を図るため、地区町内自治会連絡協議会の活動を着実に実施すること。 2 地区町内自治会連絡協議会の活動等に対して疑義が寄せられた場合は、中央区町内自治会連絡協議会事務局及び市が行う調査に対して誠実に対応すること。

(案)

様式第3号

年 月 日

地区町内自治会連絡協議会交付金実績報告書

(あて先) 中央区町内自治会連絡協議会長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名

印

(※代表者が手書きしない場合は、記名押印してください)

事業が終了いたしましたので、次のとおり報告します。

交付金交付決定額	
事業の経費精算額	
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書 3 その他中央区連協議会長が必要と認めるもの。

(案)

様式第4号

申請者

中央地区町内自治会連絡協議会

会 長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定取消通知書

年 月 日付地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定通知書により通知した地区町内自治会連絡協議会交付金交付決定の全部(一部)を次のとおり取消したので、地区町内自治会連絡協議会運営交付金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

年 月 日

中央区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額	円
取消額	円
取消後の交付決定額	円
取消の理由	

(案)

様式第5号

申請者

中央地区町内自治会連絡協議会

会 長

様

地区町内自治会連絡協議会交付金返還命令書

地区町内自治会連絡協議会交付金交付要綱第8条の規定より、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

中央区町内自治会連絡協議会長

印

交付金の交付決定額		円
交付金の既交付額	年 月 日交付	円
交付金の交付確定額		円
返還すべき金額		円
返 還 時 期	年 月 日まで	
返還を命ずる理由		
返 還 方 法		

報告(1) 令和元年度要望事項(マンホールトイレ設置の要望)の回答について

第4回理事会におけるご意見を所管課へお伝えした後の回答について報告します。

区連協要望：マンホールトイレ設置の要望(第1.5地区)

5
昨年、政府地震調査委員会の発表によりますと、千葉市は今後30年以内に震度6弱以上の地震発生確率が85%と高率だと言われています。

東日本大震災では、地震発生から3時間以内に3割の方がトイレに行きたくなったとの報告もあります。ところが、避難場所・避難所における水洗トイレがすぐに使用ができなくなります。しかし震災後、仮設トイレの設備が避難所に設置されるのに数日かかるとの見通しも聞くところです。

そのことから、マンホールトイレの設置についてご協力をお願いしたいと思います。具体的には、マンホールトイレを県立高校等含むすべての指定緊急避難場所・指定避難所や町会事務所等に備えること、及び、その使い方の教育等ということになるかと思えます。

回答：総務局防災対策課

災害用のマンホールトイレについては、避難所の衛生環境の向上を図るため、令和5年度末を目途に全市立学校等への整備を進めているところです。

指定避難所への整備を優先していることから町会事務所等への設置予定はありませんが、全市立学校への整備完了後は、県立高校などの指定避難所にもマンホールトイレの整備を進めてまいりたいと考えております。

今後は、県教育委員会など関係機関と協議を行うとともに、井戸・プールのない施設における水源や設置場所について検討していくこととしております。

なお、マンホールトイレや仮設トイレが設置されるまでの措置として、各避難所における簡易トイレ及び携帯トイレの追加整備を進めているところですが、災害時に不足が生じた場合には、民間事業者との災害協定や他市からの支援等によって対応させていただくこととなりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。